解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年七月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

広島県広島市西区観音新町一丁目七番七一号
広島県乗用自動車厚生年金基金
代表清算人　信原　弘

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年七月十四日大分県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

大分県豊後高田市佐野
清算法人佐野土地改良区
代表清算人　大村　政勝

公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金第二十期決算公告

一、事業概要

福岡県内のアジアからの大学院留学生六名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在

資産合計	三〇三、一七五、二四七円
負債合計	三〇三、一七五、二四七円
正味信託財産	〇円

平成二十六年八月十五日

福岡市中央区天神二丁目一三番一号
公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金
受託者　株式会社福岡銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字笠幡二〇六九番地、最後の住所埼玉県熊谷市新堀一一四〇番地　特別養護老人ホーム熊谷ホーム
被相続人　亡　遠藤　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三―六　榎本ビル二階　山下法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県大月市御太刀二丁目八〇八番地、最後の住所山梨県大月市御太刀二丁目八番一六号
被相続人　亡　赤崎　七郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市穂高有明五五二七番地二九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山口　洋之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

長野県松本市蟻ヶ崎五丁目三番三五号、事務所長野県安曇野市豊科田沢五四二六番地五
相続財産管理人　司法書士　小川原　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市粟倉一一四七番地四〇、最後の住所静岡県富士宮市粟倉一一四七番地の四〇
被相続人　亡　羽田　隆芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

静岡県富士市緑町四番三五号
相続財産管理人　弁護士　生田目哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県犬山市大字犬山字東古券五二六番地、最後の住所愛知県犬山市字洞田三〇番地一
被相続人　亡　梶川　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

名古屋市中区丸の内二丁目一〇番三〇号インテリジェント林ビル三〇二号あかね法律事務所
相続財産管理人　弁護士　元松　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市東奈良口町六番地、最後の住所京都市左京区下鴨芝本町五三番地六
被相続人　亡　福田　英和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区梅ヶ畑上ノ町一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　榎田　茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

京都市中京区丸太町通烏丸東入光リ堂町四二〇　京都インペリアルビル五階
相続財産管理人　弁護士　野澤　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市城南区堤二丁目五七番地三、最後の住所福岡市早良区早良一丁目一三番二三号
被相続人　亡　出来　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

福岡市中央区大手門二丁目一番一〇号大手門コーポ九〇三号ライト司法書士事務所
相続財産管理人　矢野　公一

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は平成二十六年八月一日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

東京都北区浮間五―四―五一
日本交通連合厚生年金基金
代表清算人　川鍋　一朗

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十六年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十五日

兵庫県神戸市中央区三宮町三丁目七―六―八〇一
兵庫ゴム工業厚生年金基金
代表清算人　柴田　達三

第35期決算公告

平成26年8月15日

東京都千代田区三番町5番地7
東洋ソフトウェアエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　田中　明弘

貸借対照表の要旨　（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,293,535	流動負債	564,017
固定資産	407,899	（うち役員賞与引当金）	(454)
		（うち賞与引当金）	(147,464)
		固定負債	313,016
		（うち退職給付引当金）	(313,016)
		株主資本	824,400
		資本金	70,000
		資本剰余金	754,400
		利益準備金	14,950
		その他利益剰余金	739,450
		（うち当期純利益）	(115,939)
資産合計	1,701,434	負債・純資産合計	1,701,434